

令和4年度

西空知広域水道事業会計  
資金不足比率審査意見書

西空知広域水道企業団  
監 査 委 員

西空知水道監査第9号  
令和5年7月31日

西空知広域水道企業団  
企業長 谷口秀樹様

西空知広域水道企業団監査委員 岩井良道

西空知広域水道企業団監査委員 木村幸



令和4年度西空知広域水道事業会計資金不足比率審査意見書の提出について

令和5年7月18日付け、西空知水道第120号により地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度西空知広域水道事業会計資金不足比率並びにその算出の基礎となる事項を審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出する。

## 令和4年度西空知広域水道事業会計資金不足比率審査意見書

### 1 審査対象

令和4年度西空知広域水道事業会計資金不足比率

### 2 審査の期日

令和5年7月31日(月)

### 3 審査の方法

提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正かを検証するため、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、内容について資料と説明を求めて審査した。

### 4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されており、資金不足比率は経営健全化基準を超えておらず、経営の健全性を確保していると認められた。

記

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
西空知広域水道事業会計	—	20.0

注 資金不足が生じていないため、「—」にて記載

### 5 審査の概要

#### (1) 資金不足比率の定義について

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額が、事業規模に対してどの程度あるかを示すもので、算定式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金不足額 (ア-イ)}}{\text{事業規模 (ウ)}} \times 100$$

#### (2) 資金不足比率の算定数値について

令和4年度の西空知広域水道事業会計決算については、決算審査意見書の審査結果のとおり、決算財務諸表の計数は正確であったので、これらの損益計算書、貸借対照表の各数値を用いて算出することは妥当であると判断した。

(3) 資金不足比率の算定について

[算定式]

$$\text{資金不足比率 } \Delta 271.63\% = \frac{(\text{ア}) 13,848,283 \text{ 円} - (\text{イ}) 710,819,069 \text{ 円}}{(\text{ウ}) 256,591,055 \text{ 円}} \times 100$$

貸借対照表から

資金不足額 (ア-イ=△696,970,786 円)

(ア)	(流動負債 - 企業債) + 建設改良以外企業債
	(152,403,483 - 138,555,200) + 0

(イ)	流動資産 - 解消可能資金不足額
	710,819,069 - 0

損益計算書から

事業規模

(ウ)	営業収益 - 受託工事収益
	258,290,655 - 1,699,600

※マイナスの場合は資金不足なし

6 むすび

西空知広域水道事業会計の資金不足額はなく、資金不足比率については特に問題はない。

今後も一層効率的で計画的な水道事業の推進に努力されるよう望むものである。

令和5年7月 31 日

西空知広域水道企業団監査委員 岩井良道



西空知広域水道企業団監査委員 木村幸一

